

○国立大学法人筑波技術大学広報室規程

〔平成19年4月27日  
規程第12号〕

最終改正令和4年3月28日規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条第1項の規定に基づき、広報室に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 広報室は、国立大学法人筑波技術大学におけるすべての広報活動を総括するとともに、次の業務を行う。

- (1) 広報戦略に基づく全学的広報活動の企画・立案・推進に関する事項
- (2) Web、大学広報誌等の発行及び管理等に関する事項
- (3) その他の広報活動に関する事項

(組織)

第3条 広報室に室員を置き、次に掲げる者で組織する。

- (1) 各部局から推薦され、学長が指名する教員 各2名
- (2) 総務課長
- (3) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第1号、第2号及び第4号の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 室長は室員のうちから学長が指名し、副室長は、室員のうちから室長が指名する。

- 2 室長は、広報室の業務を総括する。
- 3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務)

第6条 広報室に関する事務は、各課の協力を得て総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、広報室の運営に関し必要な事項は、広報室が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される室員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。